

「青森県環境影響評価条例」及び「青森県環境影響評価技術指針」の 一部改正（案）の概要

1 趣旨

地域の実情にあった環境影響評価制度の運用を行うために、県では、「青森県環境影響評価条例」（平成11年12月青森県条例第56号。以下「条例」という。）を定めて、「環境影響評価法」（平成9年法律第81号。以下「法」という。）の対象とならない規模・種類の事業に関する環境影響評価手続を定めるなど、法と一体的に環境影響評価制度を運用しています。

今般、放射性物質による環境の汚染を防止するため、「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第60号）により、法の放射性物質に係る適用除外規定が削除されたことを踏まえ、条例において、法と整合を図った環境影響評価制度の運用を行うため、「青森県環境影響評価条例」及び「青森県環境影響評価技術指針」（平成12年6月青森県告示第448号）の一部改正を行います。

2 改正案の概要

（1）青森県環境影響評価条例

放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に関する適用除外規定を削除する。

（2）青森県環境影響評価技術指針

条例の改正に伴い、環境影響を行うために必要な事項に関する技術的な指針である「青森県環境影響評価技術指針」に放射性物質に係る規定を追加する。

- 環境影響評価の項目等の選定に当たって把握する自然的社会的状況（地域特性）に関する情報として、一般環境中の放射性物質の状況を追加する。
- 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素として、放射線の量を追加する。
- 放射線の量に係る調査、予測及び評価の手法を選定するに当たって踏まえる事項については、放射線の量の変化を把握できることとする。
- 別表第2（影響要因・環境要素関連表）の環境要素の区分に放射線の量を追加し、放射性物質が拡散・流出する可能性がある影響要因に係る項目を標準項目とする。
- 別表第3（調査及び予測の標準的な手法）に放射線の量に係る調査・予測の標準的な手法を追加する。

3 今後の予定

公布：平成27年10月（予定）

施行：公布の日から起算して30日を経過した日（予定）